

平成28年度第8回
東京都私立学校審議会（第759回）

平成28年12月19日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成28年度第 8 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案のうち認可に関する議案の審議は非公開となります。

初めに、事務局から提案されております東京都私立学校審議会傍聴規程の制定についてお諮りいたします。

内容については、事務局から説明願います。

○私学行政課長 今回、お諮りいたしますのは、東京都私立学校審議会傍聴規程の制定の 1 点でございます。

お手元にある規程案をごらんください。

東京都私立学校審議会傍聴規程は、同審議会の会議の公開に伴い、会場の秩序を保ち、円滑な議事の進行を図るために、今回新たに制定するものでございます。

本規程は、私立学校法第17条の規定に基づき、同審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるもので、傍聴人の守るべき事項や会場への入退場などについて規定しております。

以上で、同規程の制定案についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか、よろしいですか。

それでは、東京都私立学校審議会傍聴規程の制定につきましては、お手元の制定案どおり、決定することといたします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、本日の認可に関する議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明を願います。

○私学部長 本日、諮問させていただきます案件は、お手元に配付してあります2件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成28年12月19日付け、東京都知事名

記 1 言問幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（墨田区） 外1件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件2件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております各議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第3号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、東京ブレーメン動物専門学校を設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の加茂川委員から調査結果につきまして説明願います。

○加茂川委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、東京ブレーメン動物専門学校を設置認可についてでございます。

平成28年11月29日に三宅主査、東京都私学部及び北区の担当職員と私とで第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人野上学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設設備などにつきましては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、生徒の確保を適切かつ着実に実施し、安定した学校の経営及び運営を行うとともに、生徒の就職支援に万全を期していただきたいこと。

そして、3つ目でございますが、生徒の自己学習や教育相談、教員の指導研究のためのスペースなどの確保に配慮し、教育環境のより一層の向上に努めていただくとともに法人が設置する他校の情報も積極的に活用し、生徒一人一人の付加価値を高め、社会で即戦力となるような人材育成に努めていただきたいこと。

最後、4つ目は校舎が住宅街にあるため、近隣に迷惑をかけないように登下校時等における注意事項について、生徒を十分指導することやモデル犬の受け渡し時にも周辺交通の妨げにならないよう十分配慮するなど、近隣住民との良好な関係を保っていただきたいこと。

以上の4点でございます。

申請内容については、認可基準を満たしていることから認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果報告は以上でございますが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人野上学園から申請がありました、東京ブレーメン動物専門学校を設置認可でございます。

本案件は、平成27年10月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび校舎の完成により、専修学校の設置認可のご審議をお願いするものです。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法及び学校教育法に従い文化教養専門課程を設置し、トリマー、動物看護師等ペットビジネスに関する職業若しくは実際生活に必要な能力の育成及び教養の向上を図り、以って社会の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、平成29年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は、学校法人野上学園で、理事長は野上耕一氏、校長は同じく野上耕一氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり修業年限2年、入学定員40名のペットビジネス学科を設置いたします。総定員は80名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、東京明生日本語学院の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の山中委員から調査結果につきまして説明を願います。

○山中委員 それでは、議案第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、東京明生日本語学院の設置認可についてでございます。

平成28年12月2日に三宅委員及び東京都私学部の担当職員と私で第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人朝日学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に理解していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関係法令の遵守を徹底し、適正な学校運営及び

教育活動を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、外国人留学生を対象とすることから質の高い生徒の確保を適切かつ着実にを行い、安定した学校の経営及び運営を行っていただきたいこと。

3つ目は、これまでも日本語教育を行ってきた経験を生かし、日本文化の紹介やIT機器の積極的な導入など教育内容、教育環境のさらなる充実を図るとともに生徒それぞれの能力、個性を伸ばして、広く国際社会の発展に貢献できる人材を育成されたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうかと思えます。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局からご説明いたします。

○私学行政課長 それでは議案第2号、東京明生日本語学院の設置認可についてご説明いたします。

本案件は学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから1段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、現代国際社会における日本語教育の重要性を鑑み、広く世界の青年に日本語を習得させるとともに、日本文化についての理解を深め、国際協調、国際理解の精神に則り、国際社会の発展に貢献できる人材育成を目的とする」です。

学校の名称及び位置は、要項2から3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成29年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は、学校法人朝日学園で、理事長は湯澤大介氏、校長は荒川友幸氏を予定しております。

学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項8に記載のとおり第1部の入学定員20名の進学2年コース、入学定員40名の進学1年6か月コースと、第2部の入学定員40名の進学1年6か月コースを設置いたします。合計の総定員は100名です。

主要教科名は、要項9に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項10から13に記載のとおり設置要件及び基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項14及び15に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第3号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、言問幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが「地域の需要に応えるため、収容定員を変更する」ものでございます。

設置者は、宗教法人長命寺。

園長は、小林昭寛氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の3学級80名を6学級175名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおりいずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか、よろしいで

すか。

(「はい」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第4号は中学校の設置認可に係る計画承認でございます。

第三部会の所管でございますので、第三部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、1月の開催日は、第3水曜日の18日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時18分閉会